

倫理綱領改定案への会員意見とその対応

倫理委員会

技術士倫理綱領は2011年に改定されたが、それ以降、技術士を取り巻く状況も大きく変化していることを踏まえ、当倫理委員会では現倫理綱領の改定について検討を進めてきた。2021年1月には有識者の参加を得て倫理綱領関係規定改定ワーキンググループを立ち上げて、外部動向や最近の倫理事例の調査・分析を行いつつ、現倫理綱領の課題を抽出して議論を行い、改定案(v.4.5)を取りまとめた。

2022年6月20日～7月31日の期間、この改定案を日本技術士会ホームページに公開して会員の意見を募集し、応募のあった意見をワーキンググループにて集計・分析して、改定案に反映させる検討を行ってきた。そして、その修正案(v.5.0)に対して2022年10月の全国大会（奈良・関西）に合わせて開催された「技術者倫理情報連絡会」でも意見をいただき、取りまとめた最終案(v.5.6)がこの度理事会にて承認された。

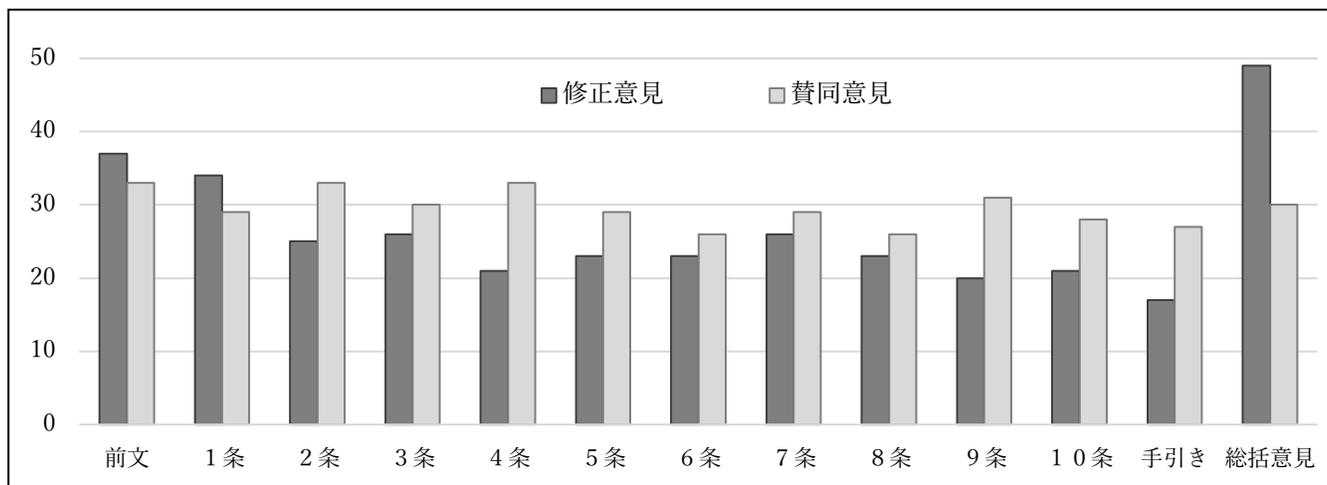
本報告は、貴重なご意見を下さった会員の皆様に最終案への反映状況をお知らせするとともに、会員に広く倫理綱領改定案の内容に対する理解を深めていただくことを目的としている。

I. 改定案(v.4.5)に対する意見の概要

(1) 項目毎の意見傾向

会員146名から下記13項目に関して意見提出あり、全体では修正意見18%、賛同意見20%。その他62%（無記入、「特になし」、賛否と異なる記載など）は消極的賛同と位置付けている。「総括意見」に修正意見が多いのは、次項(2)の意見分類1.、2.、5.が多く含まれるからで、他項目に格別な差異はない。

| | 前文 | 1条 | 2条 | 3条 | 4条 | 5条 | 6条 | 7条 | 8条 | 9条 | 10条 | 手引き | 総括意見 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|------|-----|
| 修正意見 | 37 | 34 | 25 | 26 | 21 | 23 | 23 | 26 | 23 | 20 | 21 | 17 | 49 | 345 |
| 賛同意見 | 33 | 29 | 33 | 30 | 33 | 29 | 26 | 29 | 26 | 31 | 28 | 27 | 30 | 384 |



(2) 意見の概要と対応方針

いただいた意見をその内容により大きく分類すると、以下の通りである。「意見分類」毎の検討方針については「対応方針」欄に記載している。

| 意見分類 | 概要 | 対応方針 |
|--------------------------------|-----------------------------|--|
| 1. 倫理綱領のあり方や位置づけ | 社会的責任や自律性の明記、NSPE 並みの詳細記述など | 個々に検討、判断し修正案に反映 |
| 2. 改定案の構成や体裁 | ボリュームを少なく、類似指針の統合など | 簡潔、明瞭化を図る方向（下記の基本方針参照）で全体を見直した |
| 3. 個々の内容や表現 | （II章参照） | 表現の仕方を整理(基本方針)すると共に、他にも個々に検討、判断の上で修正案に反映 |
| 4. 用字や表記について | 漢字や用語の使用法の是正意見 | 根拠を確認し、修正案に反映 |
| 5. 技術士会活動のあり方等（倫理綱領に直接関わらないもの） | CPD の取り組み、技術士会のスタンス表明など | 理事会に報告する等、適切に対応 |

基本方針： 上表 2.、3. の会員意見を踏まえて、見直し対象とする記述に関する方針は下記の通り。
これらに関わる意見は計31件、修正意見の約9%を占めている。

① 倫理の本質にかかわるもの（記述意図と受け止めが異なる指摘を受けたものなど）

- ・第1条：「リスク」について、解説等での説明充実
- ・意見にあった「説明責任」は、受け止めに差があるので、この用語は用いず文章で記載する
- ・第7条：「秘密情報」には、個人情報や業務の中で収集する情報もあると読めるように
- ・第8条：「法令等の遵守」の対象となる法令等は対象国に限定されていないことを表現する
- ・第10条：継続研鑽は、知識だけが対象でないことを表現する

② 表現の整理（簡潔、明瞭化）

- ・複数の指針間で記載内容に重複感がある条項
 - 第3条 指針(1)と(4) ⇒ 統合化
 - 第6条 指針(1)と(4) ⇒ 統合化
- ・何をするか（What）のみならず、如何に（How）まで述べている箇所
 - 第1条 指針(3) ……この事実を雇用者又は依頼者に知らせ……協議して……
 - 第4条 本文 ……力量を見極めて、……
- ・表現が回りくどくなっている箇所
 - 第2条 指針(1) ……諸課題への取り組みに積極的に貢献するように……
 - 指針(2) ……業務に際し、予見し得る ……負の影響……
 - 第3条 指針(4) ……自らの行為が……ないよう、自覚して行動する
 - 第4条 指針(3) ……自分の力量の及ぶ範囲を超える場合……

③ 表現の整理（「努める」等の使い分け）

- ・似たような言葉を重ねている場合（弱めている印象）は、どちらかにする
 - 第2条 指針（2）：可能な限り低減するように努める。 ⇒ 可能な限り低減する
- ・自分の意志だけでできることはシンプルに（方向性を提示の場合）
 - 第1条 指針（2）：検証するように努める。 ⇒ 検証する
 - 第9条 本文：協力するように努める。 ⇒ 協力する
 - 第10条 指針（1）：向上させるように努める。 ⇒ 向上させる
- ・他者との関係がある場合には使用する
 - 第9条 指針（2）：・・・競争の維持に努める。
 - 第10条 本文と指針（3）：人材育成に努める。
- ・文意的に他へ言い換える（強い表現へ）
 - 第1条 指針（3）：解決するように努める ⇒ 解決を図る（損なう場合で解決が不可欠）
 - 第10条 指針（2）：拡大に努める ⇒ 拡大を図る（本文で「高める」と言い切っている）
- ・よりふさわしい用語に言い換える
 - 第2条 本文：実現に努める ⇒ に貢献する（物事や社会のために役立つよう尽力すること）

II. 主な意見と最終案

会員意見の集計、及びそれを踏まえた論点整理方針に基づく検討などの結果、以下のとおり最終案(v.5.6)を取りまとめ、理事会の承認を得た。又、その際にいただいた意見を最終案への反映の可否や理由とともに下記一覧表に整理した。改定案(v.4.5)及び修正案(v.5.0)に対して多くの会員に貴重なご意見を頂いたことについて深甚なる謝意を表するとともに、ご意見の中には相反するもの、並存が困難なものを含め、今回の改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢でないと判断したものも多く、過半のご意見について最終案への反映が出来ていないこと、そして下記一覧表では必ずしも全てのご意見に対してフィードバックが出来ている訳ではないことについてご理解を賜りたい。ご意見は採用、不採用の順に記載している。

| 前文 | |
|---|---|
| 改定案 v.4.5（意見聴取版） | 改定案 v.5.6（理事会承認版） |
| <p>技術士は、科学技術の利用が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して安全で持続可能な社会の実現など、公益の確保に貢献する。</p> <p>技術士は、その使命を全うするため、技術士としての品位の向上に努め、技術の研鑽に励み、多角的・国際的な視点に立ちつつ本倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動する。</p> | <p>技術士は、科学技術の利用が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して安全で持続可能な社会の実現など、公益の確保に貢献する。</p> <p>技術士は、広く信頼を得てその使命を全うするため、本倫理綱領を遵守し、品位の向上と技術の研鑽に努め、多角的・国際的な視点に立ちつつ、公正・誠実を旨として自律的に行動する。</p> |

| | 主な意見 | 検討結果 |
|---|---|--|
| 1 | 「信頼」というキーワードを入れるべき。 | 「信頼」を綱領本文で使われない広義の表現として採用した。更に、同じく広義表現の「自律的」を採用。 |
| 2 | 法の前に「自律的に」「倫理的に」等の表現を入れるべきではないか（第6条への意見） | それにより、「公益」「信頼」「自律的」という重要なキーワードを「技術士プロフェッション宣言」と共有する形の前文を実現している。 |
| 3 | 「技術士は、その使命を全うするため、技術士としての～」の最後の文言は不要である。 | 改定案 v.4.5 前文の後半段落で「技術士としての～」は確かに重複感があるので、見直しに伴い削除した。 |
| ① | 現行の「科学技術が社会や環境に重大な影響を与える～」を今回は「科学技術の利用が社会や環境に影響を与える～」と変更しているが、その必要はない。（5件） | 社会や環境への重大な影響が顕在化するのには科学技術の「利用」段階であることから挿入した。技術士の活動範囲や役割を狭めているとするコメントもあるが、そうした意味も意図もない。 |
| ② | 「多様性」というキーワードを採用すべき。（4件） | 前文は技術士が目指すべき倫理的な行動を明確に指し示す羅針盤であり、「多様性」という漠とした表現の採用は適切でないと判断した。各種の「多様性」については9条指針(1)、2条と8条の解説で個別に言及している。 |
| ③ | 「科学技術の利用が社会や環境に～」との表現に「経済」を加えるべき。（2件） | 第2条の指針では、「リオ+20」成果文書を踏まえて「環境・経済・社会」と表現しているが、前文は2011年版を踏襲し、一般的で受け入れやすい表現としている。 |
| ④ | 「社会と環境」は「社会と地球環境」と表現すべき。（2件） | 敢えて積極的に「地球環境」と表現すべき場面でもないので、原案通りとした。 |
| ⑤ | 「説明責任」というキーワードを採用すべき。（2件） | この観点は前文ではなく、第6条で扱っている。（解釈に幅があるので、「説明責任」の用語は使っていない） |
| ⑥ | 「技術士は、科学技術の応用により社会や経済の発展に寄与するために積極的に活動する」等と本来の使命を記述すべき。 | 本綱領は、技術士活動の倫理的な側面に関わる心得を明文化したものである。技術士の使命に関する記述は「技術士プロフェッション宣言」等を参照されたい。 |
| | その他の意見 | 検討結果 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な社会」の中に、安全も公益の確保も概念として含まれるので、現行のままで良い。 ・「安全で持続可能な」⇒「安全で健康な」が良い。 ・ 同上 ⇒ 「安全・快適で持続可能な」が良い。 ・「業務の履行を通して」は削除した方が良い。 ・「業務の履行」⇒「業務の遂行」が良い。 ・「各部門で確認された理論を用いて」業務を履行、が良い。 ・「日本国の」公益保護が最重要課題だと明記すべき。 ・日本・米国での「公益」と中国・ロシアのそれは異なる。最近の国際情勢を反映した記述にすべき。 ・日本国憲法に準ずる、といった記述があると良い。 | 左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。 |

第 1 条

| | 改定案 v.4.5 (意見聴取版) | 改定案 v.5.6 (理事会承認版) |
|----------|---|--|
| 基本 綱領 | (安全・健康・福利の優先) 1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。 | (安全・健康・福利の優先) 1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先する。 |
| 指 針 | (1) 技術士は、その業務の履行にあたっては、公衆の安全、健康及び福利を守ることを最優先してこれに対処する。 (2) 技術士は、その業務の履行が公衆の安全、健康や福利を損なう可能性がある場合には、適切にリスクを評価し、履行の妥当性を客観的に検証するように努める。 (3) 技術士は、その業務の履行により、公衆の安全、健康や福利を損なうと判断したときは、この事実を雇用者又は依頼者に知らせ、代替案を提案するとともに、関係者と協議して適切に解決するように努める。 | (1) 技術士は、業務において、公衆の安全、健康及び福利を守ることを最優先に対処する。 (2) 技術士は、業務の履行が公衆の安全、健康や福利を損なう可能性がある場合には、適切にリスクを評価し、履行の妥当性を客観的に検証する。 (3) 技術士は、業務の履行により公衆の安全、健康や福利が損なわれると判断した場合には、関係者に代替案を提案し、適切な解決を図る。 |

| | 主な意見 | 検討結果 |
|---|---|---|
| 1 | 基本綱領、指針(1)の表現は「最優先する」「最優先に行なう」などにすべき。(3件) | 基本綱領を「最優先する」とすることで基本的な姿勢をより明確に打ち出した。基本綱領で実行への強い決意を表明する一方、指針では「リスクゼロ」のみを許容する訳ではない事、具体的な手順を明示した構成としている。 |
| 2 | 指針(2)で「検証するように努める」は弱い。「検証する」にすべき。(【表現の整理】関連) | 「検証する」に変更した。 |
| 3 | 指針(3)は手順を列挙していて冗長、整理が必要。(【表現の整理】関連) | 何をするか(What)のみ抽出し、報・連・相に関する手順(How)は削除した。 |
| 4 | 指針(3)の「解決するように努める」は現行綱領より後退した表現、再考すべき。(【表現の整理】関連) | 損なってはならないので「解決を図る」とした。 |
| 5 | 指針(1)～(3)にて「その業務」⇒「業務」とし他条項と整合させる。(【表現の整理】関連) | 「その業務」⇒「業務」として綱領全体を整合させる。 |
| ① | 「最優先」との表現は言い過ぎではないか。「損なってはならない」が適切。 | 損なわないことを「最優先」という意味合いなので、「損なってはならない」と同義であると考える。 |
| ② | 表題に「公衆の～」を入れるべき。(5件) | 表題の前に「公衆の」を入れると基本綱領と殆ど同じ文章になり、表題の機能(本文の概要を端的に表わす)を果たさない。現表題でも誤解を生む懸念はないと考える。 |

| | | |
|--|---------------------------------------|--|
| ③ | 表題は現行「公衆の利益の優先」のままが良い。 | 基本綱領にある「公衆の安全、健康及び福利」は、公衆の利益（公益）と言うより 公衆の「権利」に近いものとする。「公益」には第2条の対象や公共サービス全般等も入るので、ご提案の表題は第1条の範囲を超えている。 |
| ④ | 綱領と指針(1)の内容には重複感がある。指針(1)は不要ではないか。 | 指針(1)～(3)はセットであり、指針(1)を受けて指針(2)、指針(2)を受けて指針(3)を実施する流れになっている。 |
| ⑤ | 指針(2)は検証して終わりではなく、リスクの最小化まで行うとしてはどうか。 | |
| ⑥ | 緊急事態の対処等について、具体案があれば対処がし易くなる。 | 具体案の提示までは行かないが、「技術士倫理綱領への手引き」ではリスク別のアプローチを解説している。 |
| ⑦ | 「雇用者又は依頼者に知らせ」の「又は」を「及び」に修正することが望ましい。 | この「又は」は一方に知らせたらもう一方に知らせる必要はない、という意味ではなく、この和集合の対象者に知らせる、という意味である。 |
| その他の意見 | | 検討結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・技術士の業務には限界があるので「努める」として努力義務であることを明記すべき。 ・「公衆」の表現を「社会」に置き換えてはどうか。 ・「対処する」は官僚的にはしなくてもよいと解釈するので「対応する」とすべき。 ・欧米・日本と共産圏とでは「公益」の意味するところが異なる。技術士会の立場を明確にすべき。 ・履行の妥当性を客観的に検証するのが技術士なのか疑問。 ・「適切にリスクを評価し」は以下としてはどうか（2件） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 「考えられるリスクを評価し」 ⇒ 「適切にリスクを評価するとともに」 | | 左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。 |

| 第2条 | | |
|------------|---|--|
| | 改定案 v.4.5（意見聴取版） | 改定案 v.5.6（理事会承認版） |
| 基本綱領 | （持続可能な社会の実現） 2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたって持続可能な社会の実現に努める。 | （持続可能な社会の実現） 2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたって持続可能な社会の実現に貢献する。 |
| 指針 | (1) 技術士は、持続可能な社会の実現につながる環境・経済・社会の諸課題への取り組みに積極的に貢献するように努める。 (2) 技術士は、業務に際し、予見し得る環境・経済・社会への負の影響を可能な限り低減するように努める。 | (1) 技術士は、持続可能な社会の実現に向けて解決すべき環境・経済・社会の諸課題に積極的に取り組む。 (2) 技術士は、業務の履行が環境・経済・社会に与える負の影響を可能な限り低減する。 |

| | 主な意見 | 検討結果 |
|--|--|---|
| 1 | 基本綱領（【表現の整理】関連） | 世界的な取り組みであって個人・グループ目標ではないので、「実現に努める」⇒「実現に貢献する」とした。 |
| 2 | 基本綱領中の「地球環境の保全等、」は削除すべき（クローズアップし過ぎである）。 | 「科学技術の高度な知識と応用能力で社会に貢献する」技術士にとって「地球環境の保全」は最優先課題である。 |
| 3 | 指針(1)「～実現につながる～」を「～実現に向けて解決の求められる～」とする。 | 指摘を踏まえ「～実現にむけて解決すべき～」とした。 |
| 4 | 指針(1)「諸課題への取り組みに積極的に貢献する」⇒「～の解決に貢献する」などと役割を明確にすべき。 | 「諸課題への取り組みに積極的に貢献する」⇒「諸課題に積極的に取り組む」とし、曖昧さを排除した。 |
| 5 | 指針(2)（【表現の整理】関連） | 「業務に際し、予見し得る～への負の影響」⇒「業務の履行が～に与える負の影響」と表現を簡潔化した。 |
| 6 | 指針(2)「負の影響を可能な限り低減するように努める」⇒「～低減する」とする。 （2件、【表現の整理】関連） | 「低減するように努める」⇒「低減する」とした。 |
| ① | 基本綱領「将来世代にわたって持続可能な社会の実現～」の「将来世代にわたって」は「持続可能な」との表現と重複している。 | 重複表現と捉える向きもあるかも知れないが、実際に少なからず使われている表現であり、持続可能性を強調する意図で敢えて採用している。 |
| ② | 負の影響の低減のみはネガティブな印象。正の影響にも言及すべし。 | 指針(1)にはポジティブな取り組みも含まれるものと想定している。 |
| ③ | 第1条のような踏み込んだ表現（代替案を提案し等）が環境に対してもあつてしかるべきと考える。 | 持続可能な社会を実現するために取り組む分野・方策は様々であり、全ての取り組みを特定の手順に落とし込むことは難しいのではないかと考える。 |
| ④ | 本条項はあつても人畜無害ではあるが、もっと積極的な記述があるべきではないか。 | |
| ⑤ | 前文で前提なく行動するとしているにも拘わらず、綱領、そして「手引き」の解説では階層的に表現がトーンダウンしており、見直しが必要。 | 前文「持続可能な社会の実現～に貢献する」、綱領「持続可能な社会の実現に貢献する」解説（手引き）「様々な課題に対して可能な範囲・立場で前向きに取り組む」という構成がトーンダウン方向であるとは考えていない。 |
| その他の意見 | | 検討結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境、社会、経済はトレードオフの関係にあり、必ずどこかに「負の影響」が生じる。その前提で表現を再検討するべきではないか。 ・環境への取り組みの歴史について、技術士会としての定義をある程度のボリュームで示すべきではないか。 ・「地球環境」から「宇宙環境」とすることを提案する。 | | 左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。 |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「科学技術により実現可能な」持続可能な社会の実現に努める、とした方が適切ではないか。 ・技術士は、「多様性を尊重しつつ」地球環境の保全等、将来世代にわたって持続可能な……、等とすべき。 ・指針(2)「業務に際し」と限定せず、削除すべき。 ・環境・経済・社会が同列でなく、環境を第一優先にすべき。 ・SDGsには母国語教育、市場原理の否定ともとれる文言もあり「我が国の国益を損なう」部分もある。その整合性をいかようにとるかについて、綱領で細かく定めるべき。 | <p>左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。</p> |
|--|---|

第3条

| 改定案 v.4.5 (意見聴取版) | | 改定案 v.5.6 (理事会承認版) |
|-------------------|---|---|
| 基本綱領 | (信用の保持) 3. 技術士は、品位を保持し、信用を失墜させるような行為をしない。 | (信用の保持) 3. 技術士は、品位の向上、信用の保持に努め、専門職にふさわしく行動する。 |
| 指針 | (1) 技術士は、常にその資格にふさわしく行動し、専門職としての信頼を高めるべく努める。 (2) 技術士は、その業務において、欺瞞的、恣意的な行為をしない。 (3) 技術士は、利害関係者との間で正式な契約に基づく報酬以外の利益を授受しない。 (4) 技術士は、自らの行為が、所属する組織、日本技術士会、及び技術士全体の信用や名誉を傷つけることのないよう、自覚して行動する。 | (1) 技術士は、技術士全体の信用や名誉を傷つけることのないよう、自覚して行動する。 (2) 技術士は、業務において、欺瞞的、恣意的な行為をしない。 (3) 技術士は、利害関係者との間で契約に基づく報酬以外の利益を授受しない。 |
| 主な意見 | | 検討結果 |
| 1 | 基本綱領を他条と同じく肯定表現 (positive ethics) にすべき。(2件) | 整理統合と肯定表現を実現すべく、基本綱領の後半に指針(1)の表現をドッキングさせた。その際、前文と整合した表現(品位の向上)及び表題と整合した表現(信用の保持)を採用し、「信用を失墜させる」との表現を回避した。更に、指針(4)の表現を簡潔にした上で(下欄参照)、指針(1)に持ってきた。 |
| 2 | 指針が多く、整理統合すべき。(4件、【表現の整理】関連) | |
| 3 | 技術士法に則り、技術士の信用失墜行為の禁止を第一項に置くべき。 | |
| 4 | 本文の「信用を失墜させるような行為」は他人の信用を「失墜させる」と受け取れる。 | |
| 5 | 指針(4) 技術士全体を対象とした倫理綱領に「日本技術士会」の表現を入れることに違和感がある。(2件) | 旧指針(4) (指針(1)に配置換え)の表現から「所属する組織、日本技術士会」及び「自らの行為が」を削除し、併せて記述の簡潔化を図った。 |
| 6 | 指針(4)「自らの行為が」は、末尾の「自覚して行動する」と文意の上で重なり不要。 | |

| | | |
|---|---|--|
| 7 | 指針(3)「正式な契約～」について、正式でない契約とは何か、分かりづらい。(3件) | 単に「契約」とした。 |
| ① | 所属する組織で信用失墜行為があった場合にどのように行動すべきか、記載すべき。 | 組織的な不正に関しては第6条及びその解説で触れている。 |
| その他の意見 | | 検討結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・表題を「信用の保持」⇒「品位・信用の保持」にすべき。 ・「品位」という言葉は適切な表現ではないのではないか。 ・本条は6条、7条と併合すべき。3番目(3条)は前過ぎる。 ・指針(1)「その資格にふさわしく行動し」はふさわしい行動の定義が曖昧。 ・指針(2)「信頼に悖る欺瞞的、恣意的な行為～」が良い。 ・建設系技術士では名義貸しをしている者が多い。名義貸しの禁止を項目に入れてはどうか。 | | 左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。 |

第4条

| | 改定案 v.4.5 (意見聴取版) | 改定案 v.5.6 (理事会承認版) |
|------|---|---|
| 基本綱領 | (有能性の重視) 4. 技術士は、自分や協業者の力量を見極めて、その力量が及ぶ範囲で確信のもてる業務に携わる。 | (有能性の重視) 4. 技術士は、自分や協業者の力量が及ぶ範囲で確信の持てる業務に携わる。 |
| 指針 | (1) 技術士は、技術士の名称を表示するときには、登録を受けた技術部門を明示する。 (2) 技術士は、いかなる業務に対しても、事前に十分な調査、学習、研究等を行う。 (3) 技術士は、その業務が自分の力量の及ぶ範囲を超える場合には、必要な力量を有する他の技術士や専門家の助力・協業を求める。 | (1) 技術士は、その名称を表示するときには、登録を受けた技術部門を明示する。 (2) 技術士は、いかなる業務でも、事前に必要な調査、学習、研究を行う。 (3) 技術士は、業務の履行に必要な場合、適切な力量を有する他の技術士や専門家の助力・協業を求める。 |

| | 主な意見 | 検討結果 |
|---|---|---|
| 1 | 基本綱領「自分や協業者の力量の範囲で」が良いのでは。(2件、【表現の整理】関連) | 「自分や協業者の力量が及ぶ範囲で」とした。 |
| 2 | 指針(1) 【表現の整理】 | 「技術士の名称を表示」⇒「その名称を表示」とした。 |
| 3 | 指針(2)「十分な調査」では要求が高すぎるのではないか。「必要な調査」ではどうか。 | 「十分な調査」⇒「必要な調査」とした。 |
| 4 | 指針(2) 【表現の整理】 | 「いかなる業務に対しても」⇒「いかなる業務でも」 |
| 5 | 指針(3) 【表現の整理】 | 「その業務が自分の力量の及ぶ範囲を超える場合には、必要な～」⇒「業務の履行に必要な場合、適切な～」 |

| | | |
|--|--|--|
| ① | 第10条の内容も含めて、有能性よりも専門性や応用能力を強調すると良い。 | 本条項は「価値基準7原則」の中の「有能性原則」に関する条項であり、「7原則」は踏襲することとしている。 |
| ② | 「協業者」は定義が不明であり、第9条の「共に働く者」との違いが判らない。 | 「協業者」は技術士などの専門職、「共に働く者」は一般事務も含む同僚。「倫理綱領への手引き」の解説を参照。 |
| ③ | 「自分の力量」に協業者の力量の見極め等も含まれると考えれば「協業者」は不要。 | 技術士同士が連携する必要性が増している状況を踏まえ本条に「協業者」を登場させる意味はあると考える。 |
| その他の意見 | | 検討結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「力量」という用語は「専門性」に置き換えるべき。 ・「業務」は組織が行ない、技術士は「職務」を行なうのではないか。 ・「確信のもてる業務」に限ってしまうとCPD研鑽をする意味がなくなるのではないか。 ・指針(3)はIEAコンピテンシーを重視した文言にすべき。 ・協業を掲げたことは評価するが、窓口・リーダーとなり、多くの専門家とことにあたる姿勢が欠けている。いつも責任範囲が全面にあり、逃げ腰となっている。 ・本条項は技術士の業務を絞っているように見え、技術士の行動範囲が狭まる印象を受ける。 | | 左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。 |

| 第5条 | | |
|------------|--|--|
| | 改定案 v.4.5 (意見聴取版) | 改定案 v.5.6 (理事会承認版) |
| 基本綱領 | (真実性の確保) 5. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的かつ事実に基づいた情報を用いて行う。 | (真実性の確保) 5. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的で事実に基づいた情報を用いて行う。 |
| 指針 | (1) 技術士は、雇用者又は依頼者に対して、業務の実施内容・結果の全容を適確に説明する。 (2) 技術士は、論文、報告書、発表等で成果を報告する際に、捏造・改ざん・盗用や誇張した表現などをしない。 (3) 技術士は、遭遇した技術的な問題の議論に際しては、専門的な見識の範囲で、適宜意見を表明する。 | (1) 技術士は、雇用者又は依頼者に対して、業務の実施内容・結果を的確に説明する。 (2) 技術士は、論文、報告書、発表等で成果を報告する際に、捏造・改ざん・盗用や誇張した表現等をしない。 (3) 技術士は、技術的な問題の議論に際し、専門的な見識の範囲で適切に意見を表明する。 |
| | 主な意見 | 検討結果 |
| 1 | 指針(1)「全容」を説明する必要性は状況によるのではないか。 | 「の全容」を削除した。「的確に説明する」にて必要十分な表現だと考える。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 指針(3)文頭の「遭遇した」は不要（2件） | 「遭遇した」を削除した。 |
| 3 | 指針(3)末尾の「適宜」⇒「適切に」が良い | 「適宜」⇒「適切に」と変更した。 |
| 4 | 「雇用者」が誰なのか、分かりにくい。 （2件） | 雇用主、及び当該技術士の業務に関して管理責任・監督責任を有する者（「技術士倫理綱領への手引き」p2）。 |
| ① | 指針(1)に「説明責任」を入れるべき。 | 「説明責任」に関わる記述は第6条指針(1)に移動した。 |
| ② | 指針(3)「技術的な問題の議論に際し」において「議論」を「解決」に変更すべき。 | 指針(3)の「議論」は、例えば学会での意見交換のような状況を想定している。担当業務以外の問題の議論を想定しているので「解決」とは記述できない。 |
| その他の意見 | | 検討結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本条に第9条（相互の尊重）を併合すべきである。 ・「捏造」は技術士倫理では有り得ない事項ではないか。 ・指針(2)は第3条指針(2)に関わる事項であり、本条での記述は不要ではないか。 ・指針(2)において、「など」「等」は解釈をいわずらに拡大するので、内容を特定するか、削除すべき。（2件） | | 左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。 |

| 第6条 | | |
|------------|---|--|
| | 改定案 v.4.5（意見聴取版） | 改定案 v.5.6（理事会承認版） |
| 基本綱領 | （公正かつ誠実な履行） 6. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。 | （公正かつ誠実な履行） 6. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。 |
| 指針 | (1) 技術士は、業務の履行にあたり、事前に自分の立場、業務範囲等を明確にする。 (2) 技術士は、業務の履行にあたり、法令等はもとより、諸規則、契約事項等を遵守する。 (3) 技術士は、業務の履行において予想される利益相反の事態について、回避に努めるとともに、関係者にその情報を開示・説明する。 (4) 技術士は、自分が、或いは自分の指揮の下で履行している業務の内容及び想定される結果について、適宜説明するとともに、応分の責任をもつ。 | (1) 技術士は、履行している業務の目的、実施計画、進捗、想定される結果等について、適宜説明するとともに応分の責任をもつ。 (2) 技術士は、業務の履行に当たり、法令はもとより、契約事項、組織内規則を遵守する。 (3) 技術士は、業務の履行において予想される利益相反の事態については、回避に努めるとともに、関係者にその情報を開示、説明する。 |
| | 主な意見 | 検討結果 |
| 1 | (1)と(4)は同じようなことを言っており、統合すべき。（【表現の整理】関連） | 指針(1)と(4)を統合した。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | (2)「あたり」は「当たり」に修正すべき | 「当たり」に修正した。 |
| 3 | (3)「開示」と「説明」は同列ではないので、「開示し、説明する」とすべき。 | 「開示、説明する」とした。 |
| 4 | (3)「関係者にその情報を開示・説明する」については、秘密情報の保護（7条）との整合性を取る必要がある。 | 「手引き」の解説に、「開示に際しては、秘密情報の保護に留意すべきことは勿論である」と追記した。 |
| ① | (4)「適宜説明するとともに、応分の責任をもつ」⇒「説明責任を果たす」の方が適切。 | (4)⇒(1)「説明責任を果たす」との表現は「説明さえすれば良い」と受け取る向きもあるので、現状の表現としている。 |
| ② | 本条手引きの「法令等：法律、政令、条例、施行令等、公的な法規範全体を指す」との記述はもっと適切な表現にすべき。 | 手引きの表現を「法令：国の法律や政省令、自治体の 条例や規則等、公的に定められた法規範全般を指す」と修正した。 |
| ③ | (2)は第8条「法令等の順守」に入れるべき。 | 業務の「公正かつ誠実な履行」に不可欠な視点なので、法令以外の決まり事に主眼を置いて敢えて採用した。 |
| ④ | 「不正行為、規則・規定・契約事項から逸脱した行為は、これを拒否する」等が必要。 | 指針(2)の内容がそれに当たる。 |

| その他の意見 | 検討結果 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・本条は3条、7条と併合させるべき。 ・利益相反に関する開示や説明は業務を断る場合であり、記載の必要はない。 ・「応分の責任」は単に「責任」とした方が良い。 ・「応分の責任」は「相当の責任」「一定の責任」が良い。 ・指針(1)「目的、実施計画、進捗」の後に「成果」を加えるべき。 ・「等」は特定するか、削除すべき。 | <p>左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。</p> |

| 第7条 | | |
|------|---|---|
| | 改定案 v.4.5（意見聴取版） | 改定案 v.5.6（理事会承認版） |
| 基本綱領 | <p>(秘密情報の保護)</p> <p>7. 技術士は、業務上知り得た秘密情報を適切に管理し、定められた範囲でのみ使用する。</p> | <p>(秘密情報の保護)</p> <p>7. 技術士は、業務上知り得た秘密情報を適切に管理し、定められた範囲でのみ使用する。</p> |
| 指針 | <p>(1) 技術士は、雇用者又は依頼者に帰属する秘密情報を、漏洩や情報の改ざんなどが生じないように、適切に管理する。</p> <p>(2) 技術士は、これらの秘密情報を業務の目的や契約の範囲でのみ使用し、正当な理由なく開示・転用しない。</p> | <p>(1) 技術士は、業務上知り得た秘密情報を、漏洩や改ざん等が生じないように、適切に管理する。</p> <p>(2) 技術士は、これらの秘密情報を法令及び契約に定められた範囲でのみ使用し、正当な理由なく開示又は転用しない。</p> |

| | 主な意見 | 検討結果 |
|--|--|--|
| 1 | 基本綱領 「～情報を適切に管理し、契約で定められた範囲で使用する」が良い | 指針(2)にて「法令及び契約に定められた範囲でのみ使用」と表現した。 |
| 2 | 指針(1) 不特定多数から取得する「個人情報」等は対象としなくて良いのか。 | 「雇用者又は依頼者に帰属する」⇒「業務上知り得た」と変更した。 |
| 3 | 指針(1)「漏洩や情報の改ざんなど」は冗長、「漏洩や改ざんなど」とするのが良い。 | 『情報の』を削除して、「漏洩や改ざんなど」と変更した。 |
| 4 | 定年退職やリストラされた社員が、守秘義務を確保し続ける配慮が必要。 | 手引きに、「技術士は、技術士を辞めた後もこの責任を負うと定められている（技術士法第45条）」と記載した。 |
| ① | 手引きでは経済産業省ガイドラインを引用しているが、当該資料は電磁的記録、電気通信情報等が対象で、紙やフィルム、会話等による機密情報が抜け落ちる懸念あり。 | 基本綱領および指針(1)にて、本条の対象を「業務上知り得た秘密情報」としており、秘密情報の範囲を限定する意図はない。経産省ガイドラインを引用しているのは、情報管理の考え方や方法を提示することが目的である。 |
| ② | 国益保護の視点「ノウハウ開示の際、輸出管理部門に確認、依頼者に説明」が必要。 | 輸出管理関連法規は第8条（法令等の遵守）に該当する。 |
| ③ | 指針(1)、(2)は統合すべき。 | 指針(1)は管理、(2)は使用と分けて規定している。 |
| その他の意見 | | 検討結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・表題（秘密情報の保護）は（秘密情報の保持）が良い。 ・「業務上」は不要。秘密情報はいつでも適切に管理すべき。 ・「開示・転用してはならない」が良い。 ・「適切に管理」は「適格に管理」が良い。 ・「等」は解釈を拡大するので、削除すべき。 | | 左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。 |

| 第8条 | | |
|------|--|---|
| | 改定案 v.4.5（意見聴取版） | 改定案 v.5.6（理事会承認版） |
| 基本綱領 | （法令等の遵守） 8. 技術士は、業務の対象となる国・地域の法令等を遵守し、文化を尊重する。 | （法令等の遵守） 8. 技術士は、業務に関わる国・地域の法令等を遵守し、文化を尊重する。 |
| 指針 | (1) 技術士は、業務の対象となる国・地域の法令や各種基準・規格、及び国際条約や議定書、国際規格等に従う。 (2) 技術士は、遵守すべき法令等に関する最新動向を把握するように努める。 (3) 技術士は、業務の対象となる国・地域の社会慣行、生活様式、宗教等の文化を尊重する。 | (1) 技術士は、業務に関わる国・地域の法令や各種基準・規格、及び国際条約や議定書、国際規格等を遵守する。 (2) 技術士は、業務に関わる国・地域の社会慣行、生活様式、宗教等の文化を尊重する。 |

| | 主な意見 | 検討結果 |
|---|--|--|
| 1 | 「業務の対象となる国・地域」は、当該業務の対象国・地域のみならず会社（or 事業者）全体の業務の対象国の・・・としてはどうか | 「業務の対象となる国・地域」⇒「業務に関わる～」に変更した。 |
| 2 | 「業務の対象」を明確化するか、「業務の対象、及び関係する国・地域」と表現すべき | |
| 3 | 指針(2) 【表現の整理】 | 指針(2)「最新動向の把握」は 指針(1)「法規の遵守」の前提条件であるべき、別々の指針に分けると矛盾を孕むとの判断で、v.4.5 指針(2)の内容は「手引き」で触れる。 |
| 4 | 指針(1)の「国際規格等に従う。」は、「国際規格等を遵守する。」とした方が良い。 | 「国際規格等を遵守する」と修正した。 |
| ① | 盲目的な法令順守は State of the art の主旨に反するのではないか。甘い基準でも良いと受け取れる。(2件) | 本条の主旨は当該国・地域の法令等をクリアーして活動することであり、日本の法令や State of the art など、他のルールや基準をクリアーしなくても良い、という含意はない。現地のみ適用されるルールなら「郷に入れば郷に従え」、違うなら須らくクリアーすべく努めるべき。 |
| ② | 各地域の法令が日本の法に触れないか？その場合は？という点が気になる。 | |
| ③ | 『法律は最低限に守るべきこと』であることを明確にすべき。 | 本倫理綱領全体の構成を俯瞰すれば、その主旨は明確であると考ええる。 |
| ④ | 対象となる国で、慣習として賄賂等が横行している場合の対応はどうするのか。 | 不正行為に加担することは本条の主旨ではない。その旨は手引きの本条欄にも明記している。 |
| ⑤ | 他の文化を守るのは第9条「相互の尊重」ではないか。 | 第9条は業務上の関係者との関係性を規定しているものであり、本条は地域性に対する配慮を規定している。 |
| その他の意見 | | 検討結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教を明記するのはどうか。風土や文化、風習でよい。 ・ 社会慣行、宗教、文化は並列の記載が望ましい。 ・ 賄賂を尊重する、などと誤解を招かないよう、「尊重する」を「把握する」のような弱い表現に変えるのが良い。 ・ 第6条 指針(2)「業務の履行にあたり、法令等のもとより、諸規則、契約事項等を遵守する。」と重複している。 | | 左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。 |

| 第9条 | | |
|------|---|---|
| | 改定案 v.4.5 (意見聴取版) | 改定案 v.5.6 (理事会承認版) |
| 基本綱領 | (相互の尊重) 9. 技術士は、業務上の関係者と相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。 | (相互の尊重) 9. 技術士は、業務上の関係者と相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力する。 |

| | | |
|----|---|--|
| 指針 | (1) 技術士は、共に働く者の安全、健康を守り、人権を尊重する。 (2) 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。 (3) 技術士は、他の技術士又は技術者の名誉を傷つけ、業務上の権利を侵害したり、業務を妨げたりしない。 | (1) 技術士は、共に働く者の安全、健康及び人権を守り、多様性を尊重する。 (2) 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。 (3) 技術士は、他の技術士又は技術者の名誉を傷つけ、業務上の権利を侵害したり、業務を妨げたりしない。 |
| | 主な意見 | 検討結果 |
| 1 | 基本綱領 「尊重して協力する。」が良い （【表現の整理】関連） | 「尊重して協力するように努める」 ⇒ 「尊重して協力する」と変更した。 |
| 2 | 多様性に配慮する表現があると良い（2条への意見、総括意見） | (1) 共に働く者の安全、健康を守り、人権を尊重する ⇒ 安全、健康及び人権を守り、多様性を尊重する |
| 3 | 指針(2)「競争の維持に努める」とあるが、「競争を通じよりよい結果となるよう努める」ではないか。 | 手引きに、「不正取引を抑止して機会均等を堅持し、競争を通じてよりよい結果を得るように努める」との解説を追加した。 |
| 4 | 手引き第9条「人種、性別、学歴などで差別的な行動を行わない」に、機会均等という内容を追加すべきではないかと考える。 | |
| ① | 手引き第9条にその他全ての関係者（共働者(a)）としているが、(2)では競合他社を対象としていて「関係者」という言葉の整合性が無い。 | 本条基本綱領にある「業務上の関係者」は競合する立場の者も含めた広い範囲の「関係者」を意味し、指針(1)の「共に働く者」とは範囲が異なる。手引きにて定義している「共働者」は後者と同義である。 |
| ② | 本文「技術士は、業務上の関係者と相互に信頼し、」とあるが、第4条に記されている「協業者」との違いは何か。 | 第4条「協業者」の定義（手引き参照）は以下の通り。 「技術士が組織内、独立いずれの場合であっても、同一の業務に携わるチームのメンバーを指す」 |
| ③ | 表題は「相互の協力」のままが現実的。業務をともにする場合、信頼しきれなくとも協力せねばならない業務もありうる。 | 「相互の尊重」の方が指針(1)～(3)の内容と整合する。本条の基本綱領に「相手の立場を尊重して協力する」と明記している。 |
| ④ | 指針(1)にて、従来の「権利」を「人権」と言い換えているが、改定前の方が望ましい。 | 指針(1)では「人権」を、指針(3)では「業務上の権利」を挙げており、指針間で場面、役割りを分担しつつ全体をカバーしていると考えている。 |
| ⑤ | 指針(3)にて「業務上の」は不要。 | |
| ⑥ | 指針(3)にて「他の技術士または技術者」を「業務上の関係者」とすべき。 | 指針(3)は、技術的な関わりをもつ関係者を想定しているので、サポート業務、事務、営業など他の業務に関わる関係者を除く意味で「他の技術士または技術者」と表現している。 |
| ⑦ | 指針(3)にて「他の技術士または技術者」は「他の技術士をはじめ共に働く者」が良い。 | |
| ⑧ | 指針(3)の対象に「医師」など他の専門家も加えるべき。 | 「専門家」とするとその範囲の定義が難しい。「業務上の関係者」に含まれると解釈するのが適切ではないか。 |

| その他の意見 | 検討結果 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・指針(1)を第1条、指針(3)を第3条に移動した方が良い。 ・「文化や慣行、宗教等」は第9条、「公正、自由な競争」は第6条「公正かつ誠実な履行」の方ではないか。 ・本文は「信頼し合うとともに」とするのが良い。 ・指針(3)「業務を妨げたりしてはならない」が良い。 ・指針(3)「～傷つけ、或いは業務上の権利を侵害し、または業務を妨げない」が良い。 | <p>左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。</p> |

| 第10条 | | |
|------|---|---|
| | 改定案 v.4.5 (意見聴取版) | 改定案 v.5.6 (理事会承認版) |
| 基本綱領 | (継続研鑽と人材育成) 10. 技術士は、常に専門技術の力量並びに技術と社会が接する領域の知識を高めるとともに、人材育成に努める。 | (継続研鑽と人材育成) 10. 技術士は、専門分野の力量及び技術と社会が接する領域の知識を常に高めるとともに、人材育成に努める。 |
| 指針 | (1) 技術士は、常に新しい情報に接し、専門分野に係る力量を向上させるよう努める。 (2) 技術士は、専門以外の分野に対する理解を深め、専門分野の拡張、視野の拡大にも努める。 (3) 技術士は、社会に貢献する技術者の育成に努める。 | (1) 技術士は、常に新しい情報に接し、専門分野に係る知識、及び資質能力を向上させる。 (2) 技術士は、専門分野以外の領域に対する理解を深め、専門分野の拡張、視野の拡大を図る。 (3) 技術士は、社会に貢献する技術者の育成に努める。 |
| | 主な意見 | 検討結果 |
| 1 | 指針(1) 力量を向上させるよう努める → 力量を向上させる 指針(2) 視野の拡大にも努める → 視野の拡大に努める 指針(3) 育成に努める → 育成を行う (【表現の整理】 関連) (3件) | 指針(1) 「向上させるように努める」 ⇒ 「向上させる」と変更 指針(2) 「視野の拡大にも努める」 ⇒ 「視野の拡大を図る」と変更 指針(3) 変更せず (育成される側との関係性に配慮) |
| 2 | 「専門知識のみの向上」を目指していると読める。倫理を含めたコンピテンシーの向上とすべき。 | 以下の変更が適切と判断、変更した。 基本綱領 「専門技術の力量」 ⇒ 「専門分野の力量」 指針(1) 「力量」 ⇒ 「知識、資質能力」 |
| 3 | 指針(2)では、社会状況や技術士の役割の変化への対応が読み取れるようにすべき。 | 指針(2) 「専門以外の分野に対する」 ⇒ 「専門分野以外の領域に対する」 |
| 4 | 本文の「並びに」は「及び」にすべき。 | 「並びに」 ⇒ 「及び」 と変更 |

| 5 | IPD など育成強化の状況を踏まえ、指針(3)をより強調し、具体的に記述すべき。技術を支える根幹は人である。(3件) | 手引きの「解説」において、日本技術士会 IPD、CPD の取り組みについて触れており、綱領を補完して会員への啓発、参考になるものとする。 |
|---|--|--|
| ① | 指針(1)「新しい技術だけでなく古典的な技術も重要」(3件) | 「新しい情報」は、「情報の更新」「知識の更新」を意味しており、最先端の情報のみを意味するものではない。 |
| ② | 本条表題に「人材育成」を含めず、内容も「継続研鑽」のみで構成すべき。(2件) | 従来綱領の表題は「継続研鑽」であったが、指針(3)は存在した。「人材育成」の重要性が増している現状に鑑み |
| ③ | 「継続研鑽」と「人材育成」は別の条項に分けるべき(2件) | 表題にも「人材育成」を加えた。全10条の中で「継続研鑽」と「人材育成」を別立てにするのは無理がある。 |
| その他の意見 | | 検討結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本文で「力量」としているが、「能力」とすべき。 ・綱領には CPD 研修が必須であるように表現して参加を促すべき。 ・人材育成には上から下へのイメージがある。お互いに教え合いながら研鑽してくニュアンスが伝わると良い。 ・人材育成では、技術者を目指す若者を増やす意味合いで、小・中学生やその保護者への啓発も重要。 ・自分が関わった業務に関する不確実性への気付きとその後の適切な対処こそが、最も重要な CPD の目的であるべき。 | | 左記のご意見については、今回の倫理綱領改定の方向性と必ずしも合致しない、或いは最適の選択肢ではないと判断し、採用を見送らせていただきました。 |

| 「技術士倫理綱領への手引き」 | | |
|----------------|--|--|
| | 主な意見 | 検討結果 |
| 1 | p 2 「安寧な生活」との表現は高尚過ぎる。より一般的な表現が良い。 | 「公衆が享受している安寧な生活」⇒「公衆の日常生活」と表現を見直した。 |
| 2 | p 3 「予防原則」をもっと上位に位置付け「リスク評価」と同じレベルにすべき。 | 「予防原則」の位置付けを見直して、「リスク評価」と同じレベルとした。 |
| 3 | p 5 「下請け業者」は「協力業者」とすべき。 | 意見を踏まえて記述を修正した。 |
| 4 | p 8 「法令」の定義文が不正確。 | |
| 5 | p 14 「前回改定以降に東日本大震災～」とあるが、改定承認日は震災の6日後である。 | 「前回改定(2011)年以降に東日本大震災～」とした。承認を得た該改定案は震災前に起草されたものである。 |
| 6 | 「負えない義務」を課されるような記述は避けて欲しい。(2件) | 法定事項を適切に判断して記述している。 |
| 7 | 技術士を目指す人達、技術士の事をもっと知りたい人たちにも分かりやすい説明が望ましい。(2件) | わかりやすい表現を心掛けるが、想定読者は実務経験を有する技術者である。関連情報にも出来るだけ言及する記述を心掛けた。 |

| | | |
|----|-----------------------------------|--|
| 8 | 要求事項の背景として、技術士の本質との関連説明がもっとあると良い。 | 「まえがき」及び綱領「前文」の解説で、趣旨を踏まえ追記した。(プロフェッション宣言の意義を明記した) |
| 9 | 平和利用に資する技術開発・研究に広義で取り組む姿勢を謳うべき。 | 第1条、第2条では公益に資する取り組みについて述べられており、平和利用にも資するものである。 |
| 10 | IEA等を参考にして記述を見直すべき。 | IEA Competence Agreements (2020)との整合は確認した。 |
| 11 | 大分類の「主たる対象」への変更、条項の配列順の変更は理解に苦しむ。 | 手引き p 14 に変更の考え方についての説明を追加した。 |

| 総括意見 | | |
|------|--|--|
| | 主な意見 | 検討結果 |
| 1 | 「自らの倫理観に従って行動する」「社会的責任を果たす」等を強調すべき。(2件) | 前文に上位概念として「自律的行動する」と明記した。 |
| 2 | 本文だけ、指針なしの方が受入れられやすく、唱和しやすい。 | 「前文+基本綱領」、すなわち「指針」を除いた形での運用も想定している。 |
| 3 | 文字が多すぎて方針や方向性が読み取りづらい。文言を少なくしたほうが良い。 | 本資料 p 2 の「基本方針」にある通り、表現を整理して、記載内容の重複を避け、文字総数の縮減を図った。 |
| 4 | 「努める」との表現が多用されており、前向きな姿勢が後退した印象。(3件) | 本資料 p 2 の「基本方針」に基づいて責任・義務と推奨を厳密に分けるよう表現を整理し、「努める」を削減した。 |
| 5 | 否定表現が望ましい場合もある。「しない」から「してはならない」と表現を強めても良いのではないのか。 | 今回の綱領は肯定表現(positive ethics)を基本とする方向で編纂しており、否定形を用いる場合も、倫理綱領には「しない」のような自律的な表現がふさわしいと考える。 |
| 6 | 秘密情報がデジタル化された情報に限定されていると読める。 秘密情報の適切な取り扱い・管理に関する項目は7条というより3条に置くべき。 | 「業務上知り得た秘密情報」へと表現を変更し、何らの限定もない形にしている。 秘密情報の「管理」「使用」両面における遵守すべき事項を一つの条項に纏めた方が分かり易いと考えます。 |
| 7 | ESG(環境、社会、企業統治)といった考え方を盛り込むことを検討されたし。 表現が混在、統一の必要性を検討されたし。(～ように/～よう、～とき/～場合、など/等) | 「技術倫理」に沿う考え方ではあるが、組織に属さない者も多い「技術士」の倫理綱領に盛り込むのは難しい。 ご指摘の箇所を調査した上で、採否を適切に判断した。 |
| 9 | 本倫理要綱は、任意団体である技術士会の会員を対象とした要綱か、会員外の技術士も対象としているのか。 | 本倫理綱領は、日本技術士会の理念とすべき「技術士のあり方」の表明であり、「プロフェッション宣言」と同様会員はもとより、会員以外の技術士にも提示している。 |
| 10 | 罰則規定も監査方法もなく、技術士個人の判断に委ねるだけで良いのか。 | 倫理綱領は自律的な規範であり、罰則があるから守るというものではない。(「前文」に自律的行動を明記した) |
| 11 | 新たな領域への技術的挑戦を促す表現を加えるべき。 | 第4条の指針及び解説に、技術的な挑戦をする場合の心得を記載している。 |

| | | |
|--|---|---|
| 12 | 品質管理に関する記述を加えるべき。 | 品質管理そのものは倫理綱領の対象ではない。第6条に社内外で定められたルールを守るべき旨記載している。 |
| 13 | 抽象論でなく、時代に即し、実質的・具体的な内容の綱領であるべき。 | 今回、時代に合わせて基本綱領を見直し、指針を加えた他、「手引き」でより具体レベルでの進め方も提示した。 |
| 14 | 全米 P E 協会 (NSPE) の倫理綱領並みに具体的かつ明確に事例を挙げて記載すべき。 | NSPE は長年の PE 活動の中での判例の積み重ねで構成されている。責任と処遇が確定していない日本の現状で NSPE 並みの記載は困難と考える。 |
| 15 | 技術を利用する方々の多様性に配慮するような記述があると良い。 | 綱領では、技術の利用者を「公衆」と捉え、その多様性にまでは言及していない。多様性については9条で言及。 |
| 16 | 「部分最適」でなく「全体最適」の観点から実践のヒントとなるよう加筆されたし。 | 左記のご意見については、主旨を充分に理解できない状況であり、申し訳ありませんが、回答を差し控えます。 |
| 17 | 千葉県支部「NMRパイプテクター」事件を踏まえない改定は言葉の遊びでしかない。 | |
| その他の意見 | | 検討結果 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・技術士試験の公平性を証明する等、もっとオープンにすべき。 ・技術士全体の知名度・社会的地位の向上を図る動きが必要。 ・品質問題等に関する技術士会としての考え方の表明が必要。 ・社会問題に対して技術士会としてコメントの発出を。 ・CPD の考え方には賛成、ノルマを課して管理するのは反対。 ・CPD 登録が目的化している。CPD は手段のはず。 ・企業内技術士を守る観点での活動を期待する。 ・「持続可能な社会の実現」への貢献は日本にとって特別な意味を持つテーマ。技術士主導のムーブメントを起こすべき。 | | 左記のご意見については、倫理綱領の改定に直接関わるものでなく、技術士会の運営に関わるものなので、ご意見を理事会に報告致しました。 |

以上